

児童扶養手当申請に必要な書類

R5.3改

1	<input type="checkbox"/>	本人・子供の戸籍謄本（発行日が申請日から1カ月以内のもの） ・ 本人と子供が別戸籍の場合は、それぞれの戸籍 ※現戸籍で離婚の事実が不明な場合、併せて離婚の事実のわかるものも必要です。 ※離婚届受理証明でも可。ただし戸籍ができ次第、提出必要。
2	<input type="checkbox"/>	本人確認書類 ・ 官公署発行の顔写真付きのものは1点、それ以外のものは2点
3	<input type="checkbox"/>	本人（申請者）名義の預金通帳又はキャッシュカード
4	<input type="checkbox"/>	マイナンバーがわかるもの ・ 本人及び同居の方全員分…個人番号のわかるもの（個人番号がわかればメモ書きでも結構です。）
5	<input type="checkbox"/>	年金手帳又は基礎年金番号がわかるもの ※未加入の場合は申立書 ・ マイナンバーによる情報連携により、年金手帳の提出を省略できます。
6	<input type="checkbox"/>	本人・児童の健康保険証（元配偶者の扶養でないもの）
7	<input type="checkbox"/>	住宅の所有者（契約者）のわかるもの （固定資産税納税通知書・賃貸契約書・入居許可証・名寄・登記簿謄本他） ※年度途中での購入・名義変更等の場合（本人名義で納税通知書等が届いていない場合） 名寄等が前所有者名での発行となるので、代わりに登記簿謄本が必要となります。 ※住宅名義が前夫、別居の扶養義務者の場合のみ 本人名義に変更できない場合は、名義人（元夫または別居の扶養義務者）との連名での申立書
8	<input type="checkbox"/>	光熱水費（水道、電気、ガス）の名義のわかるもの ※住宅名義が前夫、別居の扶養義務者の場合のみ（光熱水費名義は必ず請求者本人名義に変更したもの。） ※二世帯住宅・別棟居住により、同一住所居住の扶養義務者と別生計の申立をされる場合は、各々の世帯のもの ※名義人（元夫または別居の扶養義務者）との連名での申立書 オール電化でガスを利用していない場合、光熱水費名義の変更ができない場合、別生計の申立をされる場合等

【下記に該当される場合の追加書類】

父又は母障害の場合	年金裁定通知書（障害基礎年金を受けている方）
	診断書（身体障害者手帳で省略できる場合あり） ※内部機能障害及び精神障害の場合は、診断書が必ず必要。その場合は、「父または母の就労に関する調書」も必要です。
その他	事実婚解消についての確認願（民生児童委員の証明）
	監護事実の証明（民生委員または学校長の証明）
	生死不明の証明書（官公署の発行する証明書）
	1年以上遺棄されていることの証明（民生委員の証明）
	拘禁証明書（刑務所・拘置所の証明）
	事実婚の解消及び未婚の母子に関する調書
	申立書（離婚後3ヶ月以上経過している場合）
公的年金給付等の関係書類及び承諾書（年金証書、年金決定通知書、支給額変更通知書、年金額改定通知書等）	

★手続きには時間がかかります。連絡の上、できるだけ17時までにご来庁ください。
お仕事の都合で遅くなる場合はご相談ください。本人でないと手続きできません。

<提出・お問合せ先>
三田市 子ども家庭課
〒669-1595 三田市三輪2丁目1番1号
TEL:079-559-5072(直通)
FAX:079-563-3611